平成２１年（フ）第１６１０号
堺市西区鶴田町17番５―203号
破産者　松本　勝明
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
島根県大田市朝山町仙山297番地３
破産者　知野見卓也
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１２０１号
広島県安芸郡熊野町中溝５丁目16番１号
破産者　株式会社マルイチ
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６０号
北九州市門司区大里戸ノ上１丁目５番13号
破産者　有限会社大丸屋建工社
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３９２６号
札幌市南区真駒内133番９
破産者　有限会社田中ブロック工業
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２４号
札幌市中央区北２条西２丁目41
破産者　株式会社ＦＵＮＳ　ＴＡＢＬＥ
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第１０１２号
盛岡市上田４丁目14番27号
破産者　株式会社野方建設
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３９２号
東京都新宿区新宿６丁目７番１号
破産者　株式会社サクセス
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５９８号
東京都大田区大森中１丁目７―19―301
破産者　井関　京子（旧姓上野）
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１３２号
東京都大田区西蒲田６丁目33―６
破産者　小田切精志
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３８号
東京都小平市学園西町２丁目14番４号
破産者　有限会社中森書店
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３９号
東京都立川市上砂町５丁目36番地の１ＭＡＣ武蔵砂川コート106号
破産者　伊東　秀信
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４６６号
横浜市港南区大久保１丁目16番13号
破産者　株式会社アップコネクションズ
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２００号
京都市伏見区向島二ノ丸町387番地　リバーサイド二ノ丸304号
破産者　株式会社関西電創
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
京都府久世郡久御山町佐古外屋敷171番地
破産者　有限会社ケィ・ディ・テック
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１８号
京都府八幡市八幡福禄谷146番地25
破産者　株式会社古松製作所
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２１０３号
福岡県糸島市二丈松国261番地２
破産者　鬼島　志真
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９５４号
福岡県太宰府市大佐野３丁目11―18フィールドパレス203号、住民票上の住所福岡県筑紫野市二日市西２丁目９番８号
破産者　樋口　隆造
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８７２号
福岡市南区井尻４丁目10番17―101号、前住所福岡市中央区平尾２丁目５番８―1514号
破産者　徳永　秀樹
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０５６号
福岡市中央区清川３丁目８番17―804号
破産者　薬師寺　真
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４０号
札幌市豊平区平岸２条10丁目２番20―312号
破産者　野村　和彦
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部